

広島県告示第**三百三十二**号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽和泉室町線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
三原市久井町坂井原字取内四七八番一地 先から 三原市久井町坂井原字室町五四一番八地先 まで			三・五〇〇 〇・一〇〇	二八五・〇〇	ルート変更 不用物件延長 二三五・〇〇 メートル